



WEB講座

建設業の法令遵守シリーズ

建設業における法令遵守の基本を習得することを目的とした2つのプログラム、

『建設業法の基本知識コース』

『労働安全衛生法の基本知識コース』

若手技術者に限らず、転属者や中途採用者の教育など、幅広い方を対象としています

WEB学習講座タイプ

1コース受講料：1人3,300円(税込)

受講期間：4か月

各章の最後に確認問題3～7問、
講座の最後に修了テスト20問を出題
学習の習得度が高まります

建設業法の基本知識コース

標準学習時間：2時間

(収録時間80分、WEBテスト46問)

1. 建設業における法令遵守の重要性

建設業は信用が第一であること・法令の不知は罰則につながること・なぜ建設業において法令を学ぶ必要があるかについて学習します。

2. 建設業法の概要

建設業法の概要（法令の目的・現場にとって重要な項目なぞ）を解説
建設業法で使われる用語の定義を学習します。

3. 建設業法の重要ポイント

3-1 適正な営業体制

建設業の許可区分・標識の掲示・営業所に配置する専任の技術者・経営事項審査（経審）などについて学習します。

3-2 適正な契約体制

工事の請負契約の原則・工事の下請契約の適正な手順・見積依頼から契約に至るまでの法令と違反行為について学習します。

3-3 適正な施工体制

工事現場に配置する技術者の基準の詳細と技術検定制度・施工体制台帳・施工体系図などについて学習します。

修了テスト

無制限トライ・全20問ランダム出題 合格ライン90点

労働安全衛生法の基本知識コース

標準学習時間：1.5時間（収録時間60分、WEBテスト52問）

学習

労働安全衛生法（略：安衛法）の目的

この法律は、労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生の確保を目的として、労働安全衛生の確保に必要となる事項を定め、労働安全衛生の確保に努めることとする。

- 労働安全衛生の確保の目的の達成
- 責任体制の確保
- 労働安全衛生の確保の促進

労働安全衛生の確保の目的の達成

労働安全衛生の確保の促進

労働安全衛生の確保の促進

1 労働安全衛生法の概要

労働関連法の全体と安衛法、安衛法の全体と重点ポイント、主な項目と概要について学習します。

学習

労働安全衛生法で使われる基本用語と定義

労働安全衛生法で使われる基本用語と定義

労働安全衛生法で使われる基本用語と定義

2 労働安全衛生法で使われる基本用語と定義

①注文者②発注者③事業者④元方事業者⑤特定元方事業者⑥関係請負人⑦労働者の定義と労働災害の定義について学習します。

学習

事業場の安全衛生管理体制②

安全衛生管理体制の役割

特定元方事業者、元請負人、特定元方事業者

元方事業者、関係請負人、元請負人

元方事業者、関係請負人、元請負人

元方事業者、関係請負人、元請負人

3 安全衛生管理体制と安全配慮義務

重層下請構造の建設工事の安全管理体制と役割、安全配慮義務について学習します。

学習

労働災害防止に関する責務【注文者②】

労働災害防止に関する責務【注文者②】

労働災害防止に関する責務【注文者②】

4 労働災害防止に関する責務

4-1 注文者としての責務

4-2 各事業者としての責務

4-3 労働者としての責務

安全衛生管理体制のそれぞれの立場ごとの責務について、注文者、各事業者、労働者の3つに分けて学習します。

学習

労働災害防止に関する責務【事業者】

労働災害防止に関する責務【事業者】

労働災害防止に関する責務【事業者】

学習

労働災害（労災）隠し問題②

労働災害（労災）隠し問題②

労働災害（労災）隠し問題②

5 労働災害（労災）隠し問題と罰則

何故、建設業において労災隠しが起きやすいか、その要因と罰則について、労働災害が発生したときの罰則と責任について学習します。

修了テスト

無制限トライ・全20問ランダム出題 合格ライン90点

お問い合わせ先

Tel:03-5996-7541

Mail:tsd@niccon.co.jp <https://www.niccon.co.jp>

株式会社日本コンサルタントグループ 営業本部

東京都新宿区下落合三丁目22-15 ニッコンビル

■全国営業所 ※ 最寄りの営業所でも受け付けております。



札幌	011-251-7564	新潟	025-384-8098	大阪	06-6312-0974
仙台	022-227-8486	東京	03-5996-7541	福岡	092-413-7823
福島	0242-23-4348	名古屋	052-563-0641		